【電子調達システム対応案件】
＊原則、電子入札・電子契約とします。

令和８年１１月２４日

各　　位

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長　東　尚史

一般競争入札公告

下記業務について、一般競争入札を行いますので、希望の向きは下記事項を了知のうえ、参加されますよう公告いたします。

記

１　競争に付する事項
上田公共職業安定所電話設備更新工事

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項及び義務
厚生労働省における「令和７・８年度一般競争参加資格」で工種「電気通信」の入札参加資格等級が「Ｃ」または「Ｄ」ランクであるものとし、競争参加地域は「関東甲信越地域」であるものとする。
次の事項に該当する者は競争に参加することができない場合がある。
（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条に該当する者。
（３）商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者
（４）警察当局から排除要請のある者
（５）労働関係法令に係る重大な違反が認められ、支出負担行為担当官が、本件請負契約を締結することが不適当であると判断した者
（６）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の加入義務があるにもかかわらず、加入をしていない者
（７）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の保険料の滞納がある者
（８）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者
（９）過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者
（10）資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したと認められる者。
（11）経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者。
（12）その他予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有していない者。

３　入札説明書及び契約条項を示す場所
長野県長野市中御所一丁目２２－１　長野労働局総務部総務課　会計第三係

４　開札の日時及び場所
（１）日　時　令和８年１２月８日（火）１４時００分
（２）場　所　長野県長野市中御所一丁目２２－１
長野労働総合庁舎４階相談室

５　入札方式
本案件は、原則、「電子調達システム（ＧＥＰＳ）」において行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

6　契約手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本通貨に限る。

7　入札保証金及び契約保証金
（１）入札保証金：会計法第２９条の４第１項ただし書及び予決令第７７条第２号に基づき入札保証金は免除する。
（２）契約保証金：会計法第２９条の９第１項ただし書及び予決令第１００条の３第３号に基づき契約保証金は免除する。

8　契約書等作成の要否
　契約書の作成を要する。

9　入札の無効
　公告した一般競争参加者の資格のない者の入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする。

10　落札者の決定方法
　予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
　なお、最低価格の入札者となった場合でも、当該入札が、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限内で次順位の者を落札者とすることがある。

11　入札書の記載方法
　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に定める様式３「入札書」に見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。
　※入札金額に係る費用の内訳書については、入札書に添付すること。

12　入札説明書等の交付
　入札説明書は、以下のとおり長野労働局ホームページより取得すること
　「調達・売払情報」→「一般競争入札情報」→「上田公共職業安定所電話設備更新工事」

13　入札参加希望者の提出書類
　入札説明書を取得し、本件一般競争入札に参加を希望する場合は、入札説明書に定める様式５「入札参加適合条件証明書」、様式６「入札説明書受領書」、様式７「保険料納付に係る申立書」、様式８「自己申告書」及び厚生労働省における令和７・８年度一般競争に係る「資格審査結果通知書」の写しを令和８年１２月７日（月）正午までに提出すること。

14　その他
（１）入札参加希望者は原則現場確認を行うこと、現場確認を行う場合には長野労働局総務部総務課会計第三係（電話：026-223-0550）へ申し出て、日時を調整すること。

別添１

3 利用開始方法

政府電子調達（GEPS（ジープス））を利用するには、環境の準備（政府電子調達（GEPS（ジープス））及び調達ポータル）、電子証明書の取得、調達ポータルへの利用者登録が必要です。

推奨環境の準備 → 調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/how_to_use

推奨環境を参考にソフトウェア、ハードウェア及びネットワークをご準備ください。また、準備が終わりましたら、環境設定を行ってください。政府電子調達（GEPS（ジープス））及び調達ポータルの推奨環境及び環境設定については、上記URLをご確認ください。

電子証明書の取得

政府電子調達（GEPS（ジープス））では電子証明書を利用した認証を行っています。電子証明書とは、信頼できる第三者（認証局）が本人であることを電子的に証明するもので、書面取引における印鑑証明書に代わるものです。政府電子調達（GEPS（ジープス））では以下に示す「対応認証局一覧」の電子証明書が利用できます。政府電子調達（GEPS（ジープス））をご利用になる前にご準備ください。詳細に関しては、各認証局へお問い合わせください。なお、利用にあたっては、法人・個人事業主等の組織に所属する代表者等に対して発行される電子証明書をご用意していただく必要があります。新規に電子証明書を申請される場合には、電子証明書に住所が格納されるよう、申請書（申請フォーム）に住所を明記していただくようお願いいたします。

【対応認証局一覧】

対応認証局	ICカード形式	ファイル形式
NTTビジネスソリューションズ株式会社（e-Probatio PS2 サービスに係る認証局）	○	×
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社（DIACERT-PLUSサービス）	○	×
セコムトラストシステムズ株式会社 （セコムパスポート for G-IDに係る認証局　タイプB（一般向け・属性型証明書））	×	○
株式会社帝国データバンク（TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局）	○	×
電子認証登記所（商業登記に基づく電子認証制度）	○※	○
株式会社トインクス （TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局）	○	×
日本電子認証株式会社（AOSignサービスに係る認証局）	○	×
地方公共団体情報システム機構（公的個人認証サービス）（マイナンバーカード）	○	×

※日本電子認証（法人認証カードサービス）

利用者登録 → https://www.p-portal.go.jp/manuals

調達ポータルへの利用者登録の方法については、上記 URL に掲載されている「調達ポータル操作マニュアル」の「利用者情報を管理する＞ 初めて利用する方＞ 電子証明書 ／ マイナンバーカード（代表者）」、または「利用者情報を管理する＞ 初めて利用する方 ＞電子証明書／マイナンバーカード（代理人）」をご確認ください。

お問合せ先

■ご不明な点については、下記URLのFAQをご参照ください。

調達ポータル https://www.p-portal.go.jp/faq

■FAQをご確認いただいても問題を解決できない場合は、下記ヘルプデスクまでお問い合わせください。

調達ポータル ナビダイヤル 0570-000-683　IP電話等 03-4332-7803

受付時間：平日 9時00分～17時30分
（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く）その他、FAX又はメールでのお問合せも受付けています。

システム障害等やむを得ない事情により政府電子調達が利用できない場合には、入開札の延期を行う場合がありますので、入札公告または入札説明書に記載された問い合わせ先等へご連絡ください。

政府電子調達（GEPS）

ジープス

調達情報の確認・入札・契約・請求等を、
インターネットを利用して行うことができます。



「調達ポータル」サイトで、さらに便利になりました。

「調達ポータル」サイトでは、調達情報の検索や事業者情報の検索に加え、競争参加資格申請や入札・契約業務を行うことができます。詳しくは調達ポータルサイトをご覧ください。

調達ポータル　検索

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

政 府電子調達（GEPS（ジープス））

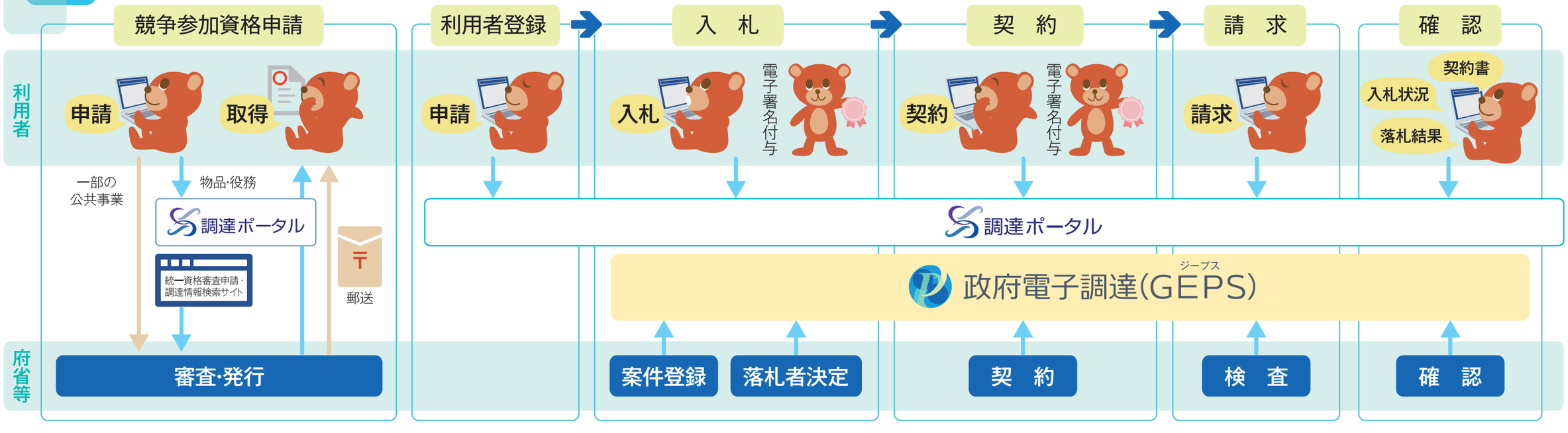

1 政府電子調達（GEPS（ジープス））とは



政府調達の一連の手続きを電子化

これまで「物品･役務」の入札業務については、一部の府省等において電子化されていましたが、政府電子調達（GEPS（ジープス））を利用することにより、「物品･役務」及び「一部の公共事業」の入札、契約、請求等の一連の業務を電子的に処理できるようになります。

窓口を統一

政府電子調達（GEPS（ジープス））は府省共通のシステムとして運用されるため、利用機関の調達案件を、本システムを統一窓口として同一の操作で処理することができます。

利用府省等

内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院

※府省等により、対象案件の範囲などが異なる場合があります。詳細については、各府省等にお問い合わせください。

2 ご利用のメリット



上記の業務をワンストップでできる！

ワンストップで手続き可能

統一資格申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務を調達ポータルから行えます。

常時利用可能※

※システムメンテナンス時を除きます。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用する事が可能です。

印紙税が不要

電子手続では印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。

移動や郵送費の削減

簡単に遠方や複数の同時調達案件に参加する事ができ、書類の発送が不要です。

書類保管費の削減

電子管理のため、バインダーや書棚などの書類保管に関する費用を削減できます。

印鑑が不要※

※法令で義務のある場合を除きます。

電子証明により手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑が不要です。

入　札　説　明　書

上田公共職業安定所電話設備更新工事

【電子調達システム対応案件】

入札書は、原則電子調達システム（ＧＥＰＳ）で提出してください。

＜ＧＥＰＳ利用による利点＞

＊　入札書類提出時の訪問や発送、入札会場での立合いが不要！

＊　契約書作成にかかる印紙税及び発送費用の削減！

＊　紙媒体による書類紛失等の未然防止！

ご利用の方はサイトＵＲＬよりアクセスください　⇒https://www.p-portal.go.jp

長野労働局　総務部　総務課　会計第三係

入 札 説 明 書

入札は、別に示した事項の他、この説明書の定めるところにより行う。

第１　　競争参加資格については以下のとおりとする。

◎厚生労働省における「令和７・８年度一般競争参加資格」で工種「電気通信」の入札参加資格等級が「Ｃ」または「Ｄ」ランクであるものとし、競争参加地域は「関東甲信越地域」であるものとする。

◎次の事項に該当する者は競争に参加することができない場合がある。

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条に該当する者。

（３）商法その他の法令の規定に違反して営業を行った者

（４）警察当局から排除要請のある者

（５）労働関係法令に係る重大な違反が認められ、支出負担行為担当官が、本件請負契約を締結することが不適当であると判断した者

（６）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の加入義務があるにもかかわらず、加入をしていない者

（７）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）の保険料の滞納がある者

（８）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中である者

（９）過去１年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けている者

(10) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載したと認められる者。

(11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者。

(12) その他予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有していない者。

第２　　入札に参加する者は、仕様書、工事請負契約書（案）を熟知しておくこと。

なお、入札者は入札後においては、この説明書に掲げた事項及び仕様書、工事請負契約書（案）の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

第３　質問事項は、様式１「質問書」により令和８年１２月３日（木）正午までに提出すること。

質問書提出方法：様式１に記載のあるメールアドレスあて。

回答については、入札説明書を受領した入札参加予定業者に対して、令和８年１２月４日（金）午後５時（予定）までに一括して行う。なお、質問がない場合は、回答の通知を行わないものとする。

第４　入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札者は、入札書に記載した金額に係る費用内訳書（任意様式）を入札書に添付すること。内訳書の作成に当たっては、人件費、資材費、諸経費等の内訳を記載し、人件費については職種ごとの人工数（人日）、単価及び金額を、資材費については品名、数量、単価及び金額を明らかにすること。入札金額は、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込むこと。

第５　入札書は、原則電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムを導入していない等の事情により、紙による入札参加を希望する場合には、様式２「電子入札における紙入札方式での参加について」により令和８年１２月７日(月)正午までに申し出ること。

また、電子入札システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続に従い、提出期限までに入札書を提出すること。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

１　電子入札システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和８年１２月８日（火）午後２時００分までとする。

（電子入札システムに到着するよう提出すること。なお、電子入札システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。）

なお、第７に記載した再入札を行う場合には、入札参加事業者に対し、電話により参加希望の有無を確認のうえ、直ちに再入札を開始するので、再入札に参加を希望する場合は必ず端末の前に待機すること。

２　紙により入札を行う場合

① 入札書の受領期限

令和８年１２月８日（火）午後２時００分までとする。

（郵送の場合は受領期限の前開庁日までに到着するように簡易書留にて送付し、かつ受領の確認をすること。）

② 入札書の提出場所

長野労働局　長野市中御所一丁目２２－１

③　契約条項を示す場所及び問合せ先

〒３８０－８５７２　長野県長野市中御所一丁目２２－１

長野労働局総務部総務課会計第三係　TEL０２６－２２３－０５５０

④ 入札書の提出方法

入札書は、様式３「入札書」の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官長野労働局総務部長　殿と記載）及び「１２月８日開札　上田公共職業安定所電話設備更新工事の入札書在中」と朱書すること。

⑤ 郵便（書留郵便に限る。）による提出方法

二重封筒とし、表封筒に「１２月８日開札　上田公共職業安定所電話設備更新工事の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記し、入札書の受領期限（２-①記載）までに下記の送付先に、到達しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 再入札に参加を希望する場合の提出方法

第７に記載した再入札を行う場合に当該再入札への参加を希望する者は、各入札に係る入札書を様式３によりそれぞれ作成し、各封筒（郵便の場合は中封筒）の封皮に「第１回」、「第２回」、「第３回」、「第●回」…とそれぞれ明記すること。

郵便による入札書の提出先

〒３８０－８５７２　長野県長野市中御所一丁目２２－１

長野労働局　総務部総務課　会計第三係

3　入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

4　入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない場合にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

5　代理人による入札

①　代理人が電子入札システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続を完了しておくこと。

技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続をする時点までに委任の手続を完了しておくこと。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

②　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、会社名、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）するとともに、開札時までに様式４「委任状」の様式による代理委任状を提出すること。

③　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

第６　　開 札

1　電子入札システムによる入札の場合

電子入札システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

2　紙による入札の場合

①　開札は、入札者又はその代理人を立会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立会わせて行う。

②　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係

職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出すること。

④　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第７　　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子入札システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

第８　そ の 他

１　　契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

２　　入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、様式５「入札参加適合条件証明書」、様式６「入札説明書受領書」、様式７「保険料納付に係る申立書」、様式８「自己申告書」及び令和７・８年度一般競争に係る「資格審査結果通知書」（写）を令和８年１２月７日(月)正午までに提出すること。

なお、提出方法は、電子入札システムによる入札参加希望者は当該システムにより、紙による入札参加希望者は紙によりそれぞれ提出すること。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

３　　落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

①　最低価格の入札者となった場合でも、当該入札が、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限内で次順位の者を落札者とすることがある。

②　落札者となるべき者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

③　落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子入札システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

第９　落札者は、速やかに工事契約に関する打ち合わせを行うこととし、落札決定の日の翌日から起算して７日以内に契約書を差し出さなければならない。

第 10　契約に要する費用は、すべて落札者の負担とすること。

第 11　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

１　長野労働局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

２　１により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により長野労働局総務部総務課に報告すること。

３　発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、長野労働局総務部総務課と協議を行うこと。

第 12　人権尊重への取り組みについて

入札参加者は、入札書の提出（GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

第 13　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ ヘルプデスク　０５７０-０００-６８３
・ ホームページ　https://www.geps.go.jp/

◎　様式一覧

・様式１　質問書
・様式２　電子入札における紙入札方式での参加について

・様式３　入札書
・様式４　委任状
・様式５　入札参加適合条件証明書
・様式６　入札説明書受領書
・様式７　保険料納付に係る申立書
・様式８　自己申告書

様式1

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
東　尚史　　殿

住　　所
名　　称
代　表　者
回答・連絡先担当者　役職名・氏名

TEL
FAX

質　　問　　書

案件名　　上田公共職業安定所電話設備更新工事

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり質問いたします。

番　号	質　　問　　事　　項

注　1　用紙はA4版で、複写できるものとする。
2　記入は、黒インク、黒ボールペン、タイプなどの類とする。
3　質問事項ごとに番号を付けるものとする。
4　一般的事項に関する質問があれば、別紙に記入する。
5　質問が無い場合は提出しなくてよい。
6　質問は代表者及び代表者より委任を受けた者が行うものとする。
委任を受けた場合は委任状を提出すること。

質問書送付先	長野労働局 総務部総務課 soumusoumuka20@mhlw.go.jp

様式2

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
東　尚史　　殿

住　　所
名　　称
代　表　者
TEL
FAX

電子入札における紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

1　案件名　上田公共職業安定所電話設備更新工事

2　電子入札システムでの参加ができない理由

様式3

第　　回入札

入　札　書

案件名　　上田公共職業安定所電話設備更新工事

貴局発注の標記入札案件について、下記のとおり入札いたします。

￥　　―

（注：上記に記する金額は、税抜きとすること。）

令和　　年　　月　　日

住　　所

名　　称

代　表　者

代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
東　尚史　　殿

様式４

委　　任　　状

代理人が使用する印鑑

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、下記案件に係る入札について、上記の者を代理人と定め、当該入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

案件名　上田公共職業安定所電話設備更新工事

令和　　年　　月　　日

住　　所

名　　称

支出負担行為担当官
　長野労働局総務部長
　　東　尚史　　殿

様式５

入 札 参 加 適 合 条 件 証 明 書

案件名　　上田公共職業安定所電話設備更新工事

貴局発注の標記入札案件について、会計法、その他関係法令を厳守し、入札公告記2の各事項について該当がないことを証明し、入札に参加いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

名　　称

代　表　者

（連絡先担当者氏名）

（連絡先電話番号）

（FAX番号）

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東　尚史　　殿

様式6

入 札 説 明 書 受 領 書

案件名　上田公共職業安定所電話設備更新工事

上記件名の、「入札説明書」を受領しました。

令和　　年　　月　　日

住　　所

名　　称

代　表　者

TEL
FAX

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長
東 尚史　　殿

様式7

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和　　年　　月　　日

住　　所

名　　称

代　表　者

（連絡先担当者氏名）

（連絡先電話番号）

（FAX番号）

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長

東　尚史　　殿

様式８

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。
なお、この自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

２　過去１年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

３　契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

４　前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
長野労働局総務部長　東　尚史　殿

厚生労働省と契約中の事業者の皆様へ

最近の物価高を踏まえ、厚生労働省は、価格交渉に誠実に対応します。まずはお気軽にご相談ください。

価格交渉をすることで不利益を受けることはありません！

1. 最低賃金額の改定や物価上昇に適切に対応することが、政府方針として閣議決定されています。
2. 厚生労働省では、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を適切に価格転嫁できるよう、契約締結後の価格交渉に応じています。
3. 現在の契約金額では、十分な価格転嫁ができない等、お困りのことがありましたら、各契約担当者までお気軽にご相談ください。

こんな時は、契約に関する通報窓口にご相談ください！

例 1 コストが上昇したため、価格交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。

例 2 発注量減少や取引停止が不安で、価格交渉を申し出にくい。

例 3 価格交渉の結果、必要な価格転嫁がなされなかった。

契約に関する通報窓口　お問い合わせ先

担当　〒100-8916　東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室

E-mail　keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp

FAX　03-3595-2121

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

仕　様　書

工事名称　　上田公共職業安定所電話設備更新工事
工事場所　　長野県上田市天神　２－４－７０　１階・２階
工　　期　　（契約を締結した日）～　令和９年３月２５日（木）
（受注者の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工事期限の協議をすること。）

１．一般事項

（１）本仕様書に記載のない事項であっても、本仕様書に記載する機器の設置、接続、設定及び機能実現のために通常必要と認められる部材及び作業の費用は受注者の負担とすること。
（２）工事施工に必要となる、法令等に基づく調査、報告等は受注者において行い、これに要する費用は受注者の負担とすること。
（３）施工にあたっては、最低賃金法及び労働安全衛生法等関係法令を遵守すること。
（４）作業にあたっては、庁舎躯体・各種機器等を損傷しないよう、作業場所及び周辺の養生等の措置を講ずること。また、建築物等に損害を与えた場合は、協議のうえ補償を行わなければならない。
（５）工事完了後は、後片付け及び清掃を行うこと。
（６）納入、設置、撤去、既存機器等の廃棄及び付随作業に係る一切の料金は、見積価格に含めること。
（７）工事前に発注者と十分な打合せ及び現場確認を行うこと。
（８）工事に必要な電力、水道（トイレ含む）は既存の設備を無償で使用することができる。
（９）本仕様書に記載のない事項については別途協議とすること。

２．特記事項

（１）工事日は原則として閉庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間とし、工事希望日の４週間前までに、発注者と協議のうえ決定し、作業申請書（別途指定）を提出すること。
なお、業務に支障のない作業等については事前に発注者と協議の上、開庁日に行うことができる。
（２）受注者は施工前に次の事項を記載した施工計画書を提出し監督職員の承認を受けること。
ア．工事日時
イ．施工図面及び施工する機器仕様書等及び一覧
ウ．現場代理人の所属、氏名、及び緊急連絡先
エ．施工者の所属及び人数
（３）本件設備（既存設備を流用したものを除く）において、通常の使用状

況下において損傷・障害等が生じた場合、もしくは発注者の要求の機能・設定を満たしていない事項が生じた場合は、検査合格の日から起算して１年間、無償でこれらの取替又は改修を速やかに行うこと（設定の修正等を含む）。

また、前記障害等に際し、現地調査も含めて迅速な復帰を可能とするサービス体制を確保すること。

（４）工事が完了したときは、工事立会者と共に施工機器が正常に機能するか、発注者の要求の機能・設定を満たしているかを確認しなければならない。その後、速やかに次の事項のものを提出し、工事監督者の検査に合格しなければならない。

ア．竣工届（別途指定）

イ．工事写真（「営繕工事写真撮影要領」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修に準拠すること）

ウ．設置機器の取扱説明書及び保証書

エ．機器構成表（主装置の型式、実装ユニットの名称及び型式、各ユニットの実装数量、回線収容数、多機能電話機及びIP電話機の収容可能数、将来増設可能数、その他本設備の構成を確認するために必要な事項）

３．工　　事

工事区分	仕　　様
電話設備更新工事	・上田公共職業安定所にて使用している電話設備一式の更新工事、その他工事に付随する作業及び、試験調整、現在と同等の運用ができるよう設定を行う。 ・機器の設置場所については別紙１のとおりとすること。 ・機器及び部品等はすべて新品とすること。 ・関係法令及び日本産業規格等に適合した製品を使用すること。 ・新規設置機器については、官公庁への導入実績を多数有し、日本国内に保守拠点を有する製造者のものであり、過去長期にわたり保守部品の供給実績を有し、今後長期にわたり保守部品供給が見込まれるものであること。 ・必要個数および必要性能については「４．必要機器等個数・必要機器等性能」のとおりであり、同等以上の性能を有するものとすること。 ・電話設備の設定については「５．現在の運用状況」を参考とし、工事前に監督職員と協議の上、設定を行うこと。 ・更新機器に接続する配線及び接続コードは既設のものを使用すること。

	・取外した主装置、電話機等の機器及び配線等は適法に処分すること。 ・本件設備において、操作機能を有する物については、納入時に操作説明を行うこと。

４．必要機器等個数・必要機器等性能

主装置	１式	・現在契約回線及び電話番号（別紙２）を継続利用可能な構成にすること。 ・将来的な回線サービスの変更（現行の回線サービスが廃止される場合等）に際しては、主装置本体の更新を伴うことなく対応可能な構成であること。 ・39台の多機能電話機を利用できること。うち６台は停電用多機能電話機で停電時に機能すること。 ・１台のドアホンを利用できること。 ・「５．現在の運用状況」と同等の運用ができる機器であること。なお、操作方法は同じである必要はない。 ・着信グループ構成・内線番号等設定を現在から変更が無いようにすること。 ・停電時切換機能を有すること。 ・専用器具等により適切に保護・据付すること。
停電用バッテリー	１式	・停電時においても電話設備による発着信及び通話が３時間以上継続できるよう蓄電池を設けること。 ・停電用バッテリーは専用収容箱に収容し、適切に保護・運用できるようにすること。 ・専用器具等により適切に据付すること。
多機能電話機	33台	・24個のファンクションキーを備えるビジネスフォンであること。 ・「５．現在の運用状況」と同等の運用ができる機器であること。なお、操作方法は同じである必要はない。 ・既存電話機を参考に、ボタンに機能表示をすること。
停電用多機能電話機	６台	・操作が他設置の多機能電話機と同じであること。 ・停電時に機能すること
ドアホン	１台	・「５．現在の運用状況」と同等の運用ができる機器であること。なお、操作方法は同じである必要はない。

５．現在の運用状況

外線応答方法	着信音が鳴っている電話機の受話器を上げ、点滅しているファンクションキーを押すと応答となる。 利用者がコールセンター（代表番号）に架電された場合、任意のコードを押すとあらかじめ定められたグループの電話機のみ呼出しされ応答できる。
外線架電方法	受話器を上げ数字の「０」のキーを押した後、電話番号を入力する。
内線応答方法	着信音が鳴っている電話機の受話器を上げたら自動的に応答となる。
内線架電方法	受話器を上げそのまま内線番号を入力する。
通話音量設定	通話時の相手からの音量を複数段階調整できる。
着信音量設定	着信音量を複数段階調整できる。
スピーカー	「スピーカー」ボタンを押すと相手音声をスピーカーにできる。
保留音	保留にした場合、通話者に対し保留音を送出できる。
保留方法及び保留応答方法	電話機「保留」ボタンを押すと保留にできる、応答した電話機及びほか電話機で点滅しているファンクションキーを押すと応答できる。上田公共職業安定所内設置電話機であれば、全ての電話機へ取り次ぐことが可能。
代理応答	ほか外線グループの電話機が鳴った際に、代理応答ボタンを押すことで、呼び出し音が鳴っていない、ほか電話機でも外線に応答できる。 ほか電話機で内線が鳴っているとき、代理応答ボタンを押すことで、呼び出し音が鳴っていない、ほか電話機でも内線に応答できる。
着信音識別	外線着信音と内線着信に異なる着信音を鳴らせる。
短縮ダイヤル	全ての電話機で共通の省略コードをダイヤルすることにより、指定の電話番号へ発信できる。
ドアホン	庁舎玄関部分にドアホンが設置されており、ドアホン呼出しボタンを押した場合に、任意の電話機で応答できる。

ハローワーク上田
所内レイアウト

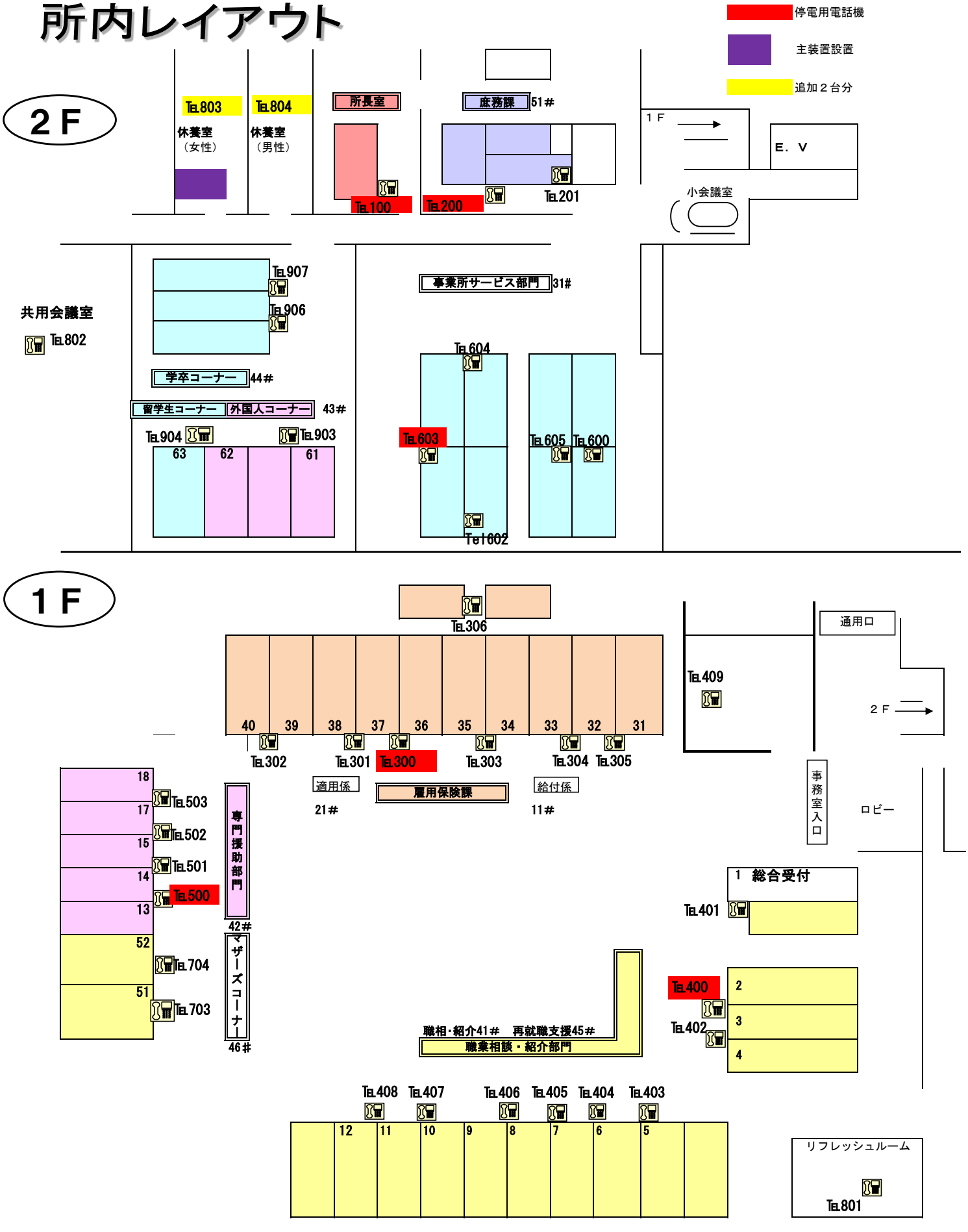

別　紙2

官署名	電話番号	回線区分	親回線番号	発信者番号通知	回線種別	災害優先電話
上田所	A	ダイヤルイン(子)	D	通知	アナログ	対象外
上田所	B	単独回線	−	通知	アナログ	対象外
上田所	C	単独回線	−	通知	アナログ	対象外
上田所	D	ダイヤルイン(親)	D	通知	アナログ	対象外
上田所	E	ダイヤルイン(子)	D	通知	アナログ	対象外
上田所	F	ダイヤルイン(子)	D	通知	アナログ	優先電話
上田所	G	ダイヤルイン(子)	D	通知	アナログ	優先電話
上田所	H	単独回線	−	通知	アナログ	対象外
上田所	I	単独回線	−	通知	ISDN64	対象外

ダイヤルイン	J1	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J2	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J3	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J4	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J5	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J6	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J7	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J8	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J9	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J10	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J11	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J12	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J13	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J14	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J15	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J16	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J17	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J18	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J19	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外
ダイヤルイン	J20	ダイヤルイン(追加番号)	D	−	アナログ	対象外

工 事 請 負 契 約 書　　印紙

（案）

１　工　　事　　名　　上田公共職業安定所電話設備更新工事

２　工 事 場 所　　長野県上田市天神　２－４－７０　１階・２階

３　工　　期　　着工　令和８年〇月〇〇日
竣工　令和９年３月２５日

４　請 負 金 額　　￥－
（うち取引に係る消費税額￥－）

５　契 約 保 証 金　　免除

６　請負金額の支払　　全額竣工払い

上記工事について、発注者　支出負担行為担当官　長野労働局総務部長　東　尚史（以下「甲」という。）と請負者　　（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和８年〇月〇日

発注者　　住　所　　長野県長野市中御所一丁目２２－１
（甲）　　氏　名　　支出負担行為担当官
長野労働局総務部長　　東　　尚　史　　印

請負者　　住　所
（乙）　　氏　名

印

（総則）

第１条　発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の図面、仕様書、現場状況に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。ただし、乙の責によらない事情により資機材の納期が遅れる場合には、工事期限の協議をするものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

４　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連工事の調整）

第２条　甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　乙は、設計図書に基づいて工程表を作成し、工事着手前までに甲に提出し、その承認を受けなければならない。

２　工程表は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

（契約保証金）

第４条　契約保証金について、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の９第１項ただし書及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の３第３号に基づき免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第２項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第６条　乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
（下請負人の通知）
第７条　甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
（特許権等の使用）
第８条　乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
（監督職員及び検査職員）
第９条　甲は、乙の工事施工について、自己に代わる監督職員及び検査職員には長野労働局予算執行機関補助者設置基準に定められた者をもってこれに充て、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員及び検査職員を変更したときも同様とする。
２　監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
一　契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
二　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
３　この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
４　検査職員は、この契約書に定められた工事の完了の確認をするために必要な検査を行う。
５　甲は、各々１名以上の監督職員及び検査職員を置き、前２項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員及び検査職員の有する権限の内容を、監督職員及び検査職員にこの契約書に基づく甲の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。
６　第２項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、口頭により行うことができる。ただし、乙が書面の交付を求めたときは、甲は書面を交付しなければならない。
７　甲が監督職員及び検査職員を置かないときは、この契約書に定める監督職員及び検査職員の権限は、甲に帰属する。
（現場代理人及び主任技術者等）
第10条　乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
一　現場代理人
二　（A）主任技術者
（B）監理技術者
（C）監理技術者補佐（建設業法第26条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

三　専門技術者（建設業法第26条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

３　乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

４　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条　乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条　甲は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者も含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　甲又は監督職員は、監理技術者等（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　乙は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

４　乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては均衡を得た品質）を有するものとする。

２　乙は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

３　監督職員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

４　乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

５　乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条　乙は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検

査に合格したものを使用しなければならない。
2　乙は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
3　乙は、前２項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
4　監督職員は、乙から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。
5　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく乙の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。
6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第15条　甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
2　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いの上、甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
3　乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
4　乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
5　甲は、乙から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
6　甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
7　甲は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
8　乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
9　乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。

10　乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第16条　乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督職員は、乙が第13条第２項又は第14条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

（条件変更等）

第17条　乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一　図面、仕様書、現場状況に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

二　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三　設計図書の表示が明確でないこと。

四　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3　甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

一　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものについては甲が行う。

二　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものについては甲が行う。

三　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で甲乙協議して工事目的物

の変更を伴わないものについては甲が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第18条　甲は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第19条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　甲は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は工事再開までに発生した損害額並びに甲及び乙の負担額について協議を求めることができる。

（乙の請求による工期の延長）

第20条　乙は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による工期の短縮）

第21条　甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。ただし、甲は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

2　甲は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第22条　工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日（第20条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第23条　請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲がこれを定め、乙に通知する。

2　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場

合には乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
3　この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
第24条　甲又は乙は、工期内に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
2　甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、内訳書及び物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
4　第１項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。
5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
6　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ､請負代金額が著しく不適当となったときは､甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
7　第５項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。
8　第３項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
（臨機の措置）
第25条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
2　前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
3　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4　乙が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。
（一般的損害）
第26条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の

施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第28条第１項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第27条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第28条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）であって甲乙双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

２　甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

３　甲は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、その損害額並びに甲及び乙の負担額について、協議を求めることができる。

４　甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第13条第２項、第14条第１項若しくは第２項又は第30条第３項の規定による検査、立会いその他、乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第５項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の１を超える額を負担しなければならない。

５　火災保険その他損害を填補するものがあるときは、それらの額を損害合計額より控除したものを前項の損害の額とする。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第29条　甲は、第８条、第15条、第16条から第19条まで、第21条、第23条から第28条までの規定及び第32条により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（検査、竣工届及び引渡し）

第30条　乙は、工事を完成したときは、甲に所定の竣工届を提出しなければならない。
２　甲又は甲が定めた検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
４　甲は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
５　甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。
６　乙は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
（請負代金の支払）
第31条　乙は、前条第２項の検査に合格したときは、官署支出官　長野労働局長（以下「支出官」という。）に請負代金の支払を請求することができる。
２　支出官は、前項の規定による適法な請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
３　甲がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
（部分使用）
第32条　甲は、第30条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
２　前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
３　甲は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
（前払金）
第33条　乙は、工事の完成する前に工事代金の支払を甲及び支出官に請求をすることはできない。
（部分払）
第34条　乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料に相応する請負代金の請求をすることはできない。
（契約不適合責任）
第35条　甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、履行の追完を請求することができない。
２　前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した

方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一　履行の追完が不能であるとき。

二　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三　工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第36条　甲は、工事が完成するまでの間は、次条又は第48条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第37条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一　正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二　工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

三　第10条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

四　正当な理由なく、第35条第１項の履行の追完がなされないとき。

五　前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2　前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（発注者の催告によらない解除権）

第38条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

二　この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

三　引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。

四　乙がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五　乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

六　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその

時期を経過したとき。

七　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

九　第40条又は第41条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十　乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

十一　正当な理由なく第52条2項に定める協議に応じないとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第39条　第37条各号又は第38条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第40条　乙は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第41条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一　第18条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

二　第19条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部

を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三　甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

２　乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第42条　第40条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（厚生労働省所管法令違反に関する報告）

第43条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検をされた場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に関する契約解除）

第44条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２　本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に関する違約金）

第45条　第44条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（解除に伴う措置）

第46条　甲は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

３　乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代え

てその損害を賠償しなければならない。
5　乙は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
6　第４項前段及び第５項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第37条の規定によるときは甲が定め、第40条又は第41条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。
7　工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。
（発注者の損害賠償請求等）
第47条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
一　工期内に工事を完成することができないとき。
二　この工事目的物に契約不適合があるとき。
三　第37条又は第38条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
四　前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
一　第37条又は第38条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
二　工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。
5　第１項第１号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、民法第404条第３項に定める割合で計算した額とする。
6　第２項の場合（第38条第８号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、乙は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第48条　乙（共同企業体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があっ

た場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第２号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第２号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　前項第１号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。

二　前項第２号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第４号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　乙が前２項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条第３項に定める割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

４　乙は、契約の履行を理由として、第１項及び第２項の違約金を免れることができない。

５　第１項及び第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第49条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一　第40条又は第41条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第31条第２項の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、昭和２４年１２月大蔵省告示第９９１号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第50条　甲は、引き渡された工事目的物に関し、第30条第４項又は第５項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、乙は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

3　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　甲が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5　甲は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第637条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（制裁金等の徴収）

第51条　乙がこの契約に基づく制裁金、賠償金損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで民法第404条第３項に定める割合で計算した額の利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき民法第404条第３項に定める割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争又は疑義の解決方法）

第52条　この契約の履行にあたり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議のうえ、解決するものとする。

２　甲が面会方式での協議が必要と認めたときは、乙は甲の指定の場所及び時間において対面での協議を行わなければならない。

３　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（あっせん又は調停）

第53条　この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服のある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による中央建設工事紛争審査会又は長野県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、専任の主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第３項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により甲が決定を行った後、又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第54条　甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第55条　この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

（特約条項）

第56条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければ

ならない。

第57条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する請負（契約）金額の１００分の１０に相当する額のほか、請負（契約）金額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第６項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第58条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条第３項に定める割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（補則）

第59条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

仲　裁　合　意　書

工　事　名　　上田公共職業安定所電話設備更新工事

工 事 場 所　　長野県上田市天神　２－４－７０　１階・２階

令和　　年　　月　　日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び請負者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名　　建設工事紛争審査会
［管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第 25 条の９第１項又は第２項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。］

令和　　年　　月　　日

発注者　　支出負担行為担当官
長野労働局総務部長　　東　　尚　史　　印

請負者

印

〔裏面〕

仲裁合意書について

（一）　仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

（二）　建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

別紙

誓　約　書

当社は下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１．契約の相手方として不適当な者

（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２．契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）　暴力的な要求行為を行う者

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

長野労働局総務部長　東　尚史　殿

令和　　年　　月　　日

所在地

代表者名

印

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。